

発寒清掃工場清掃業務（告示番号第4267号）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問	回答	回答作成
1	8/20	8/25	<p>【発寒清掃工場清掃業務】</p> <p>別紙3「定期清掃作業内容（建物外部、計量所含む。）」の「階段 弾性床表面洗浄 148㎡」の作業回数（回/3年）について、周期は「月1」に対してこちらのみ『33』となっており、年11回の計算になりますが、仕様書通りの積算でお間違いないでしょうか？</p>	<p>仕様書どおりの積算で間違いありません。</p> <p>別紙1のとおり、階段清掃については、1年に1回全ての箇所（530㎡）の表面洗浄を行うこととしておりますが、汚れの頻度が高いと思われる箇所（148㎡）については1月に1回表面洗浄を行うこととしております。</p> <p>但し、1年に1回全ての箇所の洗浄を行う際に、上記汚れの頻度が高いと思われる箇所も含めて洗浄することから、その洗浄回数は「1月に1回:36回/3年 - 1年に1回:3回/3年=33回」となります。</p>	<p>環境局環境事業部 発寒清掃工場管理係</p>